

青森県地方分権推進連盟設置規約

(設 置)

- 第1条 当面する三位一体の改革を実現し、地方分権を推進することを目的として、青森県地方分権推進連盟(以下「分権推進連盟」という。)を設置する。
- 2 分権推進連盟の主たる事業は、地方分権を推進するためのシンポジウム、総決起大会の開催等の諸活動とする。

(組織及び役員)

- 第2条 分権推進連盟の組織は、青森県議会議長、青森県市議会議長会会長、青森県町村議会議長会会長、青森県知事、青森県市長会会長及び青森県町村会会長で構成する。
- 2 分権推進連盟の会長は青森県議会議長とし、副会長は青森県市議会議長会会長及び青森県町村議会議長会会長とする。
- 3 会長は、分権推進連盟を代表するものとし、会長が不在の場合は、副会長がその職務を代理するものとする。

(会 議)

- 第3条 分権推進連盟の会議は、必要に応じ会長が招集する。

(事務局)

- 第4条 分権推進連盟の事務局は、青森県議会事務局議事課に置く。

(その他)

- 第5条 その他、分権推進連盟の運営上必要な事項は、構成員の協議により決定する。

附 則

この規約は、平成16年11月12日から施行する。